

お客様各位

水戸証券株式会社

「約款・規定集」の新旧対照表（2026年1月1日改訂）

(下線部分が変更箇所です)

新(変更後)	旧(変更前)
非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款	非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款
第1条～第2条 (現行どおり)	第1条～第2条 (省略)
(非課税口座の開設について)	(非課税口座の開設について)
第2条の2 (現行どおり)	第2条の2 (省略)
2 <u>（削除）</u> 当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものの提出を受けた場合もしくは電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提供がされた場合または廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、所轄税務署から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客さまの特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。	2 <u>2028年10月1日以後</u> 、当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものの提出を受けた場合もしくは電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提供がされた場合または廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、所轄税務署から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客さまの特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。
第3条～第5条の4 (現行どおり)	第3条～第5条の4 (省略)
(譲渡の方法)	(譲渡の方法)
第6条 非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号から第3号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。	第6条 非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。
2 (現行どおり)	2 (省略)
3 特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に	3 特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に

新（変更後）	旧（変更前）
<p>対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号から第3号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p>	<p>対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p>
第7条～第13条 (現行どおり)	第7条～第13条 (省略)
(契約の解除)	(契約の解除)
第14条 (現行どおり)	第14条 (省略)
① (現行どおり)	② (省略)
② 租税特別措置法第37条の14第23項第1号に定める「(非課税口座) 繼続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第25項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14第27項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があつたものとみなされた日（5年経過する日の属する年の12月31日）	② 租税特別措置法第37条の14第22項第1号に定める「(非課税口座) 繼続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第24項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があつたものとみなされた日（5年経過する日の属する年の12月31日）
③ 租税特別措置法第37条の14第23項第2号に定める「出国届出書」の提出があつた場合 出国日	③ 租税特別措置法第37条の14第22項第2号に定める「出国届出書」の提出があつた場合 出国日
④ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなつた場合（「(非課税口座) 繼続適用届出書」を提出した場合を除く） 租税特別措置法第37条の14第27項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があつたものとみなされた日（出国日）	④ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなつた場合（「(非課税口座) 繼続適用届出書」を提出した場合を除く） 租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があつたものとみなされた日（出国日）
⑤ (現行どおり)	⑤ (省略)
第15条～第16条 (現行どおり)	第15条～第16条 (省略)
附 則 この約款は、 <u>2026年1月1日</u> より適用させていただきます。	附 則 この約款は、 <u>2025年4月1日</u> より適用させていただきます。
未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款	未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款
第1条～第9条 (現行どおり)	第1条～第9条 (省略)
(未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)	(未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)
第10条 第7条もしくは第8条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。	第10条 第7条もしくは第8条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。
2 次に掲げるいづれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。 ① 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日 ② お客様がその年の1月1日において18歳である年の1月1日 ③ 2026年1月1日	2 (追加)

新(変更後)	旧(変更前)
第11条～第18条 (現行どおり)	第11条～第18条 (省略) (未成年者口座および課税未成年者口座の廃止) 第19条 第17条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。 ② 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。 ① 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日 ② お客様がその年の1月1日において18歳である年の1月1日 ③ 2026年1月1日
第20条～第28条 (現行どおり)	第20条～第28条 (省略) (本契約の解除) 第29条 (現行どおり) ① (現行どおり) ② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項第1号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日 ③ 第19条第2項に掲げる日において未成年者口座を開設している場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項第2号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日 ④ (現行どおり) ⑤ お客様が出国により居住者または恒久的施設をする非居住者に該当しないこととなった場合(お客様が出国の日の前日までに第13条第1項の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。) 租税特別措置法第37条の14の2第20項第1号の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) ⑥ (現行どおり) ⑦ (現行どおり)
第30条～第31条 (現行どおり)	第30条～第31条 (省略) 附則 この約款は、2026年1月1日より適用させていただきます。
	以 上